



スカパーJSAT

SSD-T1-11-001

MegawaveMarineサービス 契約約款

第2版
(平成23年4月)

スカパーJSAT株式会社

MegawaveMarineサービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (提供区域)	2
第2章 MegawaveMarineサービスの内容	3
第5条 (利用契約の種別)	3
第6条 (MegawaveMarineサービスの提供に係る周波数)	3
第7条 (MegawaveMarine受信専用設備の据付け等)	3
第8条 (無線局の免許の申請等)	3
第3章 利用契約の締結等	4
第1節 契約の単位等	4
第9条 (契約の単位)	4
第2節 利用申込及び利用契約の締結	4
第10条 (利用申込の方法)	4
第11条 (利用開始日等)	4
第12条 (利用申込の承諾)	4
第3節 他人利用請求	5
第13条 (他人利用等)	5
第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求	5
第14条 (利用契約の種別の変更の請求の禁止)	5
第15条 (オプションの変更の請求)	5
第16条 (MegawaveMarine受信専用設備の設置場所の変更の請求)	5
第17条 (利用開始日の変更の請求)	5
第18条 (変更の請求に対する承諾)	6
第5節 当社が行う利用契約の変更	6
第19条 (トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)	6
第6節 MegawaveMarineサービスの利用の終了等	6
第20条 (利用契約者が行うMegawaveMarineサービスの利用の終了の請求)	6
第7節 MegawaveMarineサービスの利用の休止と再開	6
第21条 (利用契約者が行うMegawaveMarineサービスの利用の休止と再開の請求)	6
第8節 利用契約の解除	6
第22条 (当社が行う利用契約の解除)	6
第23条 (利用契約者が行う利用契約の解除)	7
第4章 MegawaveMarineサービスの提供の中止及び停止	9
第24条 (MegawaveMarineサービスの提供の中止)	9
第25条 (MegawaveMarineサービスの提供の停止)	9
第26条 (MegawaveMarineサービスの種別の廃止)	9

	第27条 (トラフィックの制限等)	9
第5章 他社回線との接続-----		10
	第28条 (他社回線接続の請求)	10
	第29条 (他社回線接続の請求の承諾等)	10
第6章 利用回線の利用の制限-----		11
	第30条 (利用回線の利用の制限)	11
第7章 料金等-----		12
第1節 料金等の支払義務-----		12
	第31条 (料金)	12
	第32条 (料金の支払義務)	12
	第33条 (支払いを要しない料金)	12
	第34条 (解除料等の支払義務)	12
第2節 料金の計算-----		13
	第35条 (料金の計算方法等)	13
第3節 割増金及び延滞利息-----		13
	第36条 (割増金)	13
	第37条 (延滞利息)	13
第8章 保守-----		14
	第38条 (利用契約者の維持責任)	14
	第39条 (利用契約者の切分責任)	14
	第40条 (利用回線の修理又は復旧の順位)	14
第9章 損害賠償等-----		15
	第41条 (損害賠償)	15
	第42条 (免責)	15
第10章 その他の提供条件-----		16
	第43条 (通信の秘密保護)	16
	第44条 (MegawaveMarine受信専用設備の据付けに関する申請等)	16
	第45条 (電波干渉に要する工事等)	16
	第46条 (MegawaveMarine受信専用設備の保管及び運用等)	16
	第47条 (MegawaveMarineサービスの技術的事項)	16
	第48条 (法令に規定する事項)	17
	第49条 (利用契約者の義務)	17
	第50条 (その他の提供条件)	17
別表 基本的な技術的事項-----		18
附 則-----		19
附 則-----		19

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このMegawaveMarineサービス契約約款 (MegawaveMarineサービス契約約款細則 (以下「細則」といいます。)) を含みます。以下「約款」といいます。) 及びMegawaveMarineサービス料金表 (以下「料金表」といいます。)) を定め、これによりMegawaveMarineサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款及び料金表を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款及び料金表によります。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法 (昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)) 第9条の登録を受けた者及び同法第16条第1項の届出をした者
4 電気通信回線	電気通信設備たる回線
5 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星 (他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
6 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたMegawaveMarineサービスの提供に係る電波中継器 (送受信アンテナを含みます。)
7 インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供する事を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送を行う為の電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
8 MegawaveMarine サービス	MegawaveMarine インターネット接続サービス及び MegawaveMarine イントラネット接続サービスの総称。尚、当社は MegawaveMarine サービスに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。
9 MegawaveMarine インターネット接続サービス	当社が地球局設備、人工衛星及びMegawaveMarine受信専用設備を含む電気通信回線を設置し、その電気通信回線を介してインターネット接続網より、地球局設備を経由して利用契約者が指定する地点まで単方向の符号伝送を行うサービス (最大3メガビット/秒までの符号伝送が可能です。)
10 MegawaveMarine イントラネット接続サービス	利用契約者がインターネットプロトコルによる符号の伝送交換を行うために、当社が地球局設備、人工衛星及びMegawaveMarine受信専用設備を用いて地球局設備の設置場所から利用契約者が指定する地点まで単方向の符号伝送を行うサービス (最大3メガビット/秒までの符号伝送が可能です。また、地球局設備と利用契約者が指定する自営電気通信設備又は自営端末設備をVPNに接続することによりこのサービスを提供します。)
11 VPN	当社以外の電気通信事業者が提供する仮想プライベートネットワークの総称
12 利用申込	利用契約の申込み
13 利用申込者	MegawaveMarineサービスの利用に係る申込をした者
14 利用契約	MegawaveMarineサービスに係る契約
15 利用契約者	当社とMegawaveMarineサービスに係る契約を締結している者
16 トラフィック	利用回線の利用状況
17 利用回線	利用契約に基づきMegawaveMarineサービスの用に供する電気通信回線

18 端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 端末設備等	利用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
22 MegawaveMarine 受信専用設備	MegawaveMarineサービスを利用するために利用契約者が据え付けるアンテナからベースバンド信号の復調器(他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合は、その装置)にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
23 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び専用回線端末等の接続の技術的条件
24 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
25 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
26 人工衛星局	MegawaveMarineサービスの提供に係る、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
27 地球局	MegawaveMarineサービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
28 地球局設備	MegawaveMarineサービスの提供に係る細則13(地球局設備の据付け場所)に定める地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
29 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則12(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
30 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
31 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
32 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
33 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
34 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(32欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
35 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
36 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(提供区域)

第4条 MegawaveMarineサービスの提供区域は日本全国(わが国の沿岸の海域を含みます。)とします。

第2章 MegawaveMarineサービスの内容

(利用契約の種別)

第5条 MegawaveMarineサービスには次の種別があります。

- (1) MegawaveMarineインターネット接続サービス
- (2) MegawaveMarineイントラネット接続サービス

(MegawaveMarineサービスの提供に係る周波数)

第6条 当社は、MegawaveMarineサービスを当社が指定した周波数により提供します。

- 2 当社は、前項で指定した周波数を変更する場合は、利用契約者にその旨書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(MegawaveMarine受信専用設備の据付け等)

第7条 当社は、利用契約者が指定する地点又は船舶その他の海上(わが国の沿岸の海域をいいます。)を移動するもの(以下「地点等」といいます。)にMegawaveMarine受信専用設備を設置し、これを利用回線的一端とします。

- 2 当社は、前項の地点等を定めるときは利用契約者と協議します。
- 3 利用契約者は、当社が設置するMegawaveMarine受信専用設備について、その基礎工事部分を含め利用契約者の責任と負担において据付けていただきます。ただし、MegawaveMarine受信専用設備の仕様の決定にあたっては、利用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法、電波法関連規則及び当社が別に定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。
- 4 利用契約者は、技術条件等が変更された場合には、変更後の技術条件等を遵守するように、第1項のMegawaveMarine受信専用設備について専用契約者の責任と負担において仕様を変更していただきます。
- 5 MegawaveMarine受信専用設備を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転に係るMegawaveMarine受信専用設備についても前4項を適用します。

(無線局の免許の申請等)

第8条 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

第3章 利用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(契約の単位)

第9条 当社は、利用契約について、種別ごとに一の利用契約を締結します。

- 2 一の利用契約について利用契約者は1人とします。

第2節 利用申込及び利用契約の締結

(利用申込の方法)

第10条 利用契約のための利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のMegawaveMarineサービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 種別
 - (2) 利用開始希望日
 - (3) MegawaveMarine受信専用設備の設置場所
 - (4) オプション(料金表に定める料金算定に係る区分をいいます。以下、同じとします。)
 - (5) その他利用申込の内容を特定するための事項
- 2 前項に記載される利用開始希望日は、利用申込の日から起算して3ヶ月が経過した日を超えない日で定めていただきます。

(利用開始日等)

第11条 当社は、前条(利用申込の方法)第1項第(2)号の利用開始希望日を基準に、MegawaveMarineサービスの提供に係る電気通信設備の有無、無線局免許の取得の見込み等を考慮し、当社は利用申込者と協議の上、MegawaveMarineサービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

- 2 MegawaveMarineサービスの利用終了日(以下「利用終了日」といいます。)は、第20条(利用契約者が行うMegawaveMarineサービスの利用の終了の請求)の規定により、当社が利用契約者より利用の終了の通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。
- 3 MegawaveMarineサービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、利用契約者がMegawaveMarineサービスを利用することができる期間で、利用開始日から利用終了日までの期間とします。

(利用申込の承諾)

第12条 当社は、利用契約者からの利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した利用契約の締結を利用申込者との間で行うことにより、利用申込を承諾します。ただし、第30条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第40条(利用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 種別
 - (2) 利用開始日
 - (3) MegawaveMarine受信専用設備の設置場所
 - (4) オプション
 - (5) その他利用契約の内容を特定するための事項
- 2 当社は、前項の規定に拘らず、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったMegawaveMarineサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあったMegawaveMarineサービスを提供するために必要な無線局免許が取得されていないとき。
- (3) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 申込みのあった利用開始希望日にMegawaveMarineサービスの提供の開始ができないとき。
- (5) 利用申込者がMegawaveMarineサービスの料金の支払いその他の債務の履行を過去に怠り、現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 申込みのあったMegawaveMarineサービスを提供することによって、当社が電波法及び放送法(昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。)に規定する放送を行うこととなるとき。
- (7) その他MegawaveMarineサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

(他人利用等)

第13条 利用契約者は、MegawaveMarineサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に届け出ていただきます。

- 2 利用契約者は、MegawaveMarineサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、又その利用者がMegawaveMarineサービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求

(利用契約の種別の変更の請求の禁止)

第14条 利用契約者は、利用契約の種別の変更の請求はできません。

(オプションの変更の請求)

第15条 利用契約者は、オプションの変更の請求ができます。

- 2 利用契約者は、前項の請求をした日から14日が経過する日以降の日をオプションの変更の実施日として指定することができます。

(MegawaveMarine受信専用設備の設置場所の変更の請求)

第16条 利用契約者は、MegawaveMarine受信専用設備を設置する地点等の変更の請求ができます。

- 2 当社は前項の設置する地点等を定めるときは、利用契約者と協議します。

利用契約者は、前項の請求をした日から1ヶ月が経過する日以降の日をMegawaveMarine受信専用設備の設置場所の変更の実施日として指定することができます。

(利用開始日の変更の請求)

第17条 利用契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。ただし、利用開始日の延期については、変更後の利用開始日を利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えない日としていただきます。

(変更の請求に対する承諾)

第18条 当社は、第15条(オプションの変更の請求)から前条(利用開始日の変更の請求)までの規定に基づき、利用契約事項の変更の請求があったときは、第11条(利用開始日等)及び第12条(利用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第5節 当社が行う利用契約の変更**(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)**

第19条 当社は、トランスポンダ障害、地球局設備の障害その他やむを得ない事態が発生したことによりMegawaveMarineサービスを提供できない場合であっても、約款及び料金表に定める条件と異なる条件(以下「新条件」といいます。)によってMegawaveMarineサービスを提供することができると当社が判断したときは、利用契約者にその旨を書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、第23条第1項第(2)号によって解除をする場合を除き、通知受領後30日以内に約款及び料金表に関する新条件への変更の請求をしていただきます。

第6節 MegawaveMarineサービスの利用の終了等**(利用契約者が行うMegawaveMarineサービスの利用の終了の請求)**

第20条 利用契約者は、MegawaveMarineサービスの利用の終了を請求することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知いただきます。

- 2 前項の場合の利用の終了日は、第11条(利用開始日等)第2項に定める利用終了日とします。

第7節 MegawaveMarineサービスの利用の休止と再開**(利用契約者が行うMegawaveMarineサービスの利用の休止と再開の請求)**

第21条 MegawaveMarineインターネット接続サービスの利用契約者は、MegawaveMarineインターネット接続サービスの利用の休止又は再開(以下「利用の休止又は再開」といいます。)を暦月中、各一回に限り請求することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知いただきます。

- 2 利用契約者は、前項の利用の休止又は再開の請求をした日から14日が経過する日以降の日を利用の休止又は再開をする日として請求することができます。
- 3 第1項の規定に拘らず、利用契約者は、利用を休止する期間(以下「利用休止期間」といいます。)が利用開始日から一年の間に累計180日を超えて利用の休止を請求することができません。また、利用開始日から起算して一年が経過した日以降も同様とします。

第8節 利用契約の解除**(当社が行う利用契約の解除)**

第22条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
- (2) 利用契約者が当社に対して負う債務を履行せず、当社が相当の期間を定めて履行の催告を行ったにも拘らずその期間内に履行しなかったとき。

- (3) 利用契約者が、前条(利用契約者が行うMegawaveMarineサービスの利用の休止と再開の請求)の規定に基づくMegawaveMarineインターネット接続サービスの休止を行った場合で、利用休止期間が利用開始日から一年毎に累計180日を超えたにも拘わらず、利用の再開を行わなかったとき。
 - (4) 第25条(MegawaveMarineサービスの提供の停止)の規定に基づくMegawaveMarineサービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (5) 利用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、又は地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため、利用契約者が第19条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
 - (6) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、又は地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、利用契約で定めた利用契約事項によるMegawaveMarineサービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるMegawaveMarineサービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号から第(5)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(6)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
 - 3 当社は、第25条(MegawaveMarineサービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(8)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めるときは、MegawaveMarineサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
 - 4 当社は、前3項の規定に基づき利用契約を解除しようとするMegawaveMarineサービスが、第30条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、利用契約者が約款に基づく料金、その他債務の支払いを遅滞したときは、この限りではありません。
 - 5 当社は、第25条(MegawaveMarineサービスの提供の停止)第2項の規定に該当したときは、同条同項の規定に基づくMegawaveMarineサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第23条 利用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 利用契約において、利用契約者の責に帰しえない事由に基づきMegawaveMarineサービス提供開始が利用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知を受けたとき。
 - (2) 第19条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づき利用契約の変更の通知を受けたとき。ただし、当該変更が利用契約者に影響を及ぼさない場合を除きます。
 - (3) 第24条(MegawaveMarineサービスの提供の中止)第1項第(2)号の規定に基づきMegawaveMarineサービスの提供を中止する旨の通知を受けたとき。
- 2 利用契約者は、利用契約に基づくMegawaveMarineサービスの料金の額が約款の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款の実施期日又はその実施期日以降の日を利用契約の解除の日(以下「契約解除日」といいます。)として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 3 利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- 4 利用契約者は、MegawaveMarineサービスの利用に係る地球局設備に障害が発生した場合であって、当社がその障害を知った時刻から当社が地球局設備の復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 5 当社は、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づくMegawaveMarine受信専用設備の滅失又は毀損によって、MegawaveMarineサービスを全く利用できない状態が6ヶ月以上継続すると当社が認めたとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6ヶ月以上継続すると当社が認めたときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 6 利用契約者は、前5項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 7 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 MegawaveMarineサービスの提供の中止及び停止

(MegawaveMarineサービスの提供の中止)

第24条 当社は、次のいずれかの場合には、MegawaveMarineサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第30条(利用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりMegawaveMarineサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(MegawaveMarineサービスの提供の停止)

第25条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、MegawaveMarineサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第43条(通信の秘密保護)の規定に違反したとき。
 - (2) 第45条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
 - (3) 利用契約に定める利用回線の構成等に関する事項を遵守しないとき。
 - (4) MegawaveMarine受信専用設備に関し、技術条件等を遵守しないとき。
 - (5) 当社の承諾を得ずに、利用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (6) MegawaveMarine受信専用設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他MegawaveMarineサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をMegawaveMarine受信専用設備から取りはずさなかったとき。
 - (7) 第13条(他人利用等)第2項の規定に違反したとき。
 - (8) 第49条(利用契約者の義務)に違反したとき。
- 2 当社は、利用契約者のMegawaveMarineサービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、MegawaveMarineサービスの提供を停止します。
- 3 当社は、MegawaveMarineサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を利用契約者に通知します。ただし、前項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、提供を停止するMegawaveMarineサービスが第30条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定に拘らず、そのMegawaveMarineサービスの提供の停止について、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、その停止が第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

(MegawaveMarineサービスの種別の廃止)

第26条 当社は、都合によりMegawaveMarineサービスの特定の種別を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により特定の種別を廃止するときは、当該種別を利用している利用契約者に対し6ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(トラフィックの制限等)

第27条 当社は、利用契約者のMegawaveMarineサービスの利用形態が、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、そのトラフィックを制限する等の措置を講ずることがあります。

第5章 他社回線との接続

(他社回線接続の請求)

第28条 利用契約者は、利用回線の一端において、又は利用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第29条 当社は前条(他社回線接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 利用回線の利用の制限

(利用回線の利用の制限)

第30条 当社は、MegawaveMarineサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外の利用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金等の支払義務

(料金)

第31条 当社が提供するMegawaveMarineサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第32条 利用契約者は、利用開始日から利用終了日又は契約解除日までの期間について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

- 2 利用契約者は、第25条（MegawaveMarineサービスの提供の停止）の規定に基づくMegawaveMarineサービスの提供の停止の期間についても、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第33条 利用契約者は、当社が第24条（MegawaveMarineサービスの提供の中止）の規定に基づき利用契約に係るMegawaveMarineサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間（12時間の倍数である部分に限ります。）に対応する料金の支払いを要しません。

- 2 前項の規定によるほか、利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、又は利用契約者の責に帰し得ない事由による地球局設備の使用不能（太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。）により、利用契約に係るMegawaveMarineサービスの全部又は一部に係る利用回線を全く利用できない状態（その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（12時間の倍数である部分に限ります。）に対応する料金（月額回線料に限ります）の支払いを要しません。
- 3 利用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。

(解除料等の支払義務)

第34条 利用契約者は、利用開始日の前日までの日に第23条（利用契約者が行う利用契約の解除）第6項の規定に基づき利用契約を解除するときは、料金表に規定するMegawaveMarineサービスの解除料（以下「解除料」といいます。）を支払っていただきます。

- 2 利用契約者は、利用開始日以降に第23条（利用契約者が行う利用契約の解除）第6項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第3項もしくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、解除料を支払っていただきます。
- 3 前2項の解除料の算定の基準となる料金は消費税相当額を加算しない額とします。
- 4 第22条（当社が行う利用契約の解除）又は第23条（利用契約者が行う利用契約の解除）の規定に基づき利用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を利用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

第2節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第35条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第36条 利用契約者は、料金の支払いその他の債務の履行を不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第37条 利用契約者は、料金の支払いその他の債務の履行(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第8章 保守

(利用契約者の維持責任)

第38条 利用契約者は、MegawaveMarine受信専用設備に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(利用契約者の切分責任)

第39条 利用契約者は、MegawaveMarineサービスを利用することができなくなった場合は、使用するMegawaveMarine受信専用設備に故障がないことを確認し、かつ自営端末設備又は自営電気通信設備がMegawaveMarine受信専用設備に接続されているときはその自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験によりMegawaveMarineサービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、MegawaveMarineサービスを利用できない原因がMegawaveMarine受信専用設備、自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(利用回線の修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、利用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第30条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(損害賠償)

第41条 当社は、利用契約に係るMegawaveMarineサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、そのMegawaveMarineサービスの全部又は一部に係る利用回線が全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続した場合に限り、当該利用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する月額回線料(そのMegawaveMarineサービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る月額回線料)を利用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し第19条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づき利用契約の変更を行う場合であって、第1項に該当するときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して利用契約者の損害を賠償します。
- 4 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取扱います。
- 5 第1項及び第3項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりMegawaveMarineサービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(免責)

第42条 当社は、MegawaveMarineサービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条(損害賠償)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又利用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社は、当社が行うMegawaveMarine受信専用設備の追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあたって、利用契約者(第13条(他人利用等)の規定に基づきMegawaveMarineサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款又は専用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により利用契約者がMegawaveMarine受信専用設備に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密保護)

第43条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、利用契約者に、MegawaveMarineサービスを利用して伝送する符号、音響又は影像を利用契約者(第13条(他人利用等)の規定に基づきMegawaveMarineサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(MegawaveMarine受信専用設備の据付けに関する申請等)

第44条 利用契約者は、MegawaveMarine受信専用設備の据付けに関し、事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、利用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第45条 当社は、地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。

- 2 当社は、地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、必要な工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。
- 3 利用契約者は、MegawaveMarine受信専用設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。
- 4 利用契約者は、MegawaveMarine受信専用設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

(MegawaveMarine受信専用設備の保管及び運用等)

第46条 利用契約者は、MegawaveMarine受信専用設備に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、MegawaveMarine受信専用設備の追加、変更、取り換え、移転又は撤去を行わないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して受信専用設備を保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めただけを除いて、MegawaveMarine受信専用設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) MegawaveMarine受信専用設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 利用契約者は、前項の規定に違反してMegawaveMarine受信専用設備を滅失し又は毀損等したときは、当社が指定する期日までに、利用契約者の責任と負担においてその補充、修繕その他の工事を行っていただきます。
- 3 MegawaveMarine受信専用設備が電波干渉によってその仕様を満たすことができなくなったときは、当社が指定する期日までに、利用契約者の責任と負担において仕様に合致することができるようMegawaveMarine受信専用設備の追加、変更又は取り換えを行っていただきます。

(MegawaveMarineサービスの技術的事項)

第47条 MegawaveMarineサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第48条 MegawaveMarineサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(利用契約者の義務)

第49条 MegawaveMarineサービスの利用契約者は、当該サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (8) 他者になりすましてMegawaveMarineサービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (13) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負い、仲介し又は誘引する行為
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(その他の提供条件)

第50条 MegawaveMarineサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

別表 基本的な技術的事項

種 別	物理的条件
符号等のデジタル伝送	RJ-45 (ISO規格8877)

備考:本方式は、基本的な接続方式を示しており、利用契約者の要望その他の事由により、本表以外の条件によることがあります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成23年4月1日から実施します。

資料名 MegawaveMarineサービス契約約款

資料番号 SSD-T1-11-001

平成 20年 2月 1日 第1版

平成 23年 4月 1日 第2版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
